

○木祖村議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和6年6月20日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、木祖村議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年木祖村条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告及び訂正)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、請負状況等報告書訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条に規定する一覧の公表後に、当該一覧を訂正するとき
は、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、請負状況等報告書複写申込書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、木祖村の休日を定める条例（平成元年9月29日木祖村条例第21号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第1号（第2条関係）

請負状況等報告書

年 月 日

木祖村議会議長 様

木祖村議会議員

木祖村議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第1項又は第2項の規定により、次のとおり報告します。

1. 報告の対象の期間 年 月 日から 年 月 日まで

2. 報告の対象の請負

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約の場合は契約単価）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額（円）
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
昨年度（会計年度）に支払を受けた総額			

（注）契約金額及び昨年度（会計年度）に支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入する。

様式第2号（第2条関係）

請負状況等報告書訂正届

年 月 日

木祖村議会議長 様

木祖村議会議員

木祖村議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 訂正箇所

2. 訂正の理由

様式第3号（第5条関係）

請負状況等報告書複写申込書

年 月 日

木祖村議会議長 様

住所又は住所

氏 名

連絡先（電話）

木祖村議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告書又は訂正届	写しの交付を求める範囲

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第5条関係）